

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

まえの薬局	こぐま薬局	株式会社エミール介護センター 支援助業所	名称
川口市東本郷 九〇六一一	川口市朝日 朝日ベルシーエ 朝日F	熊谷市日向 九二二二	所在地
株式会社 カタウンメディ カル	株式会社 カタウンメディ カル	株式会社 エミール介護 センター	開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅介護支援	サービスの種類
平成二十九年 三月一日	平成二十九年 三月一日	平成二十八年 十一月一日	指定年月日